

災害時の有効活用方法について

1 国の計画

国では、「廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）」において、7つの基本的な方針を示しています。このうち、次の3つの方針で災害対応に触れています。【第4回資料5の2頁再掲】

基本的な方針	内容（抜粋）
地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none">● 廃棄物処理施設で回収したエネルギーを電気や熱として活用することによる地域産業の振興、自立・分散型電源である廃棄物発電施設等のネットワーク化による廃棄物エネルギーの安定供給及び高付加価値化、<u>災害時の防災拠点としての活用</u>、循環資源に関わる民間事業者や他の社会インフラ施設等との連携等による効率的、効果的な施設整備、運営及び持続可能な循環資源の有効利用の推進、リユース拠点としての活用や地域住民を対象とした環境教育・環境学習機会の提供、収集運搬の機会を活用した高齢者見守り等の福祉部門との連携など、地域の特性に応じて、地域の課題解決や地域活性化に貢献する。
災害対策の強化	<ul style="list-style-type: none">● 様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、<u>災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点</u>として捉え直し、平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく。● 災害の激甚化・頻発化、地震や水害、それらに伴う大規模停電等によって<u>稼働不能とならないような対策の検討</u>や準備を実施し、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等についても推進することで、災害発生からの早期復旧のための核として、<u>廃棄物処理システムとしての強靱性を確保</u>する。● 災害廃棄物の仮置場の候補地の選定を含めた災害廃棄物処理計画を策定又は見直しを行って実効性の確保に努めるとともに、災害協定の締結等を含めた、関係機関及び関係団体との連携体制の構築や、<u>燃料や資機材等の備蓄</u>、関係者との災害時における廃棄物処理に係る訓練、気候変動の影響や適応に関する意識の醸成、関係部局等との連携体制の構築等を通じて、収集運搬から処分まで、<u>災害時の円滑な廃棄物処理体制の確保</u>に努める。
地域住民等の理解と協力・参画の確保	<ul style="list-style-type: none">● 地域の特性や必要に応じた一般廃棄物処理施設の整備を進めていくためには、地域住民等の理解を得ることが基盤となる。施設の安全性や環境配慮に関する情報だけでなく、生活環境の保全及び公衆衛生の向上、資源の有効利用、温室効果ガスの排出抑制、<u>災害時の対応</u>、地域振興、雇用創出、環境教育・環境学習等の効果について住民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を得るよう努める。

2 盛岡市の計画

新ごみ焼却施設の整備予定地である盛岡市では、災害対策基本法に基づき、大規模な地震災害や風水害等の各種災害に対して、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、また、被害を最小限に軽減し、住民生活の安定と秩序の維持に努めるとともに、公共の福祉の確保に資することを目的に令和5年11月に「地域防災計画」を策定しています。

同計画では、廃棄物処理体制に関する防災対策として、次の事項について努めることとしています。

【第4回資料5の3頁再掲】

- 施設の耐震化及び不燃堅牢化
- 非常用自家発電設備等の整備
- 断水時に機器冷却等に利用する地下水や河川水の確保
- 施設の補修等に必要な資機材の備蓄

3 廃棄物エネルギー利活用・環境対策等懇話会

新たなごみ処理施設の整備に関し、廃棄物エネルギーを利活用したまちづくり、環境対策等について、整備予定地の地域住民と意見交換を行うために県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会が設置した廃棄物エネルギー利活用・環境対策等懇話会（以下「懇話会」という。）において、整備予定地の地域住民の代表の方々から様々な意見をいただいています。

懇話会では、「地域が目指し、求める将来像」のうち、災害対応に関して、次のとおり意見をまとめています。

懇話会での意見まとめ 別添6頁

【基本方針】

- ふれあいと賑わいのある地域づくり
- 災害に強いまちづくり
- 良好な環境づくり

【地域が目指し、求める将来像】別添7頁

- 健康づくり、リフレッシュの場
- 災害発生時における地域の防災拠点
- 環境に配慮した施設整備
- 環境学習の場

- 災害に強いごみ処理施設を整備することにより、発災時においてもごみ処理を安定して行い、電力や熱の安定供給を可能とすること。
- 地域振興施設内に地域の避難所として使用できる部屋や備蓄倉庫の整備を行うことで、地域内の防災拠点とすること。

【別添参考資料】

廃棄物エネルギー利活用・環境対策等
懇話会のまとめ 抜粋

4 災害対応の方策

本組合では、本施設の災害対応として、廃棄物エネルギー利活用・環境対策等懇話会で意見のあった「災害に強いまちづくり（災害に強い施設整備、災害時にも役立つ機能の地域振興施設整備）」、「災害発生時における地域の防災拠点（災害に強い施設整備、発災時のごみの安定処理、電力や熱の安定供給、地域の避難部屋・備蓄庫の整備）」の内容を考慮し、「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き（令和4年11月）環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課」の例も参考に、次の機能を有した施設を目指します。

機能	内容
防災機能（避難所）	● 災害時に避難してくる住民のスペースを確保する。
災害廃棄物の受入処理	● 災害廃棄物のうち可燃物を処理する。
エネルギーの供給 （電気、蒸気、温水等）	● 災害時に避難してくる住民に対し、電気等を供給するほか、浴室・シャワー室を提供する。
防災備蓄 （飲料水、食糧、薬品等）	● 飲料用ペットボトル、非常用食料、避難で必要なもの（毛布、薬品、仕切り、仮設トイレ等）を保管する。
情報発信の拠点機能	● 施設ホームページ等を活用して、施設や防災関連等の様々な情報を発信する。

5 防災機能

本施設では、災害発生時には一時的な避難所として活用し、停電時には電源供給するなど、防災機能を強化した計画とし、次の防災機能を設置する計画とします。

種類	項目	内容
建設段階から設置	防災備蓄庫 (施設内に倉庫を整備)	<ul style="list-style-type: none">● 避難用必需品（非常用飲料用ペットボトル、食料、毛布、粉ミルク、おむつ等）の備蓄● 災害発生時に設営するプライバシー用仕切り、テント、仮設トイレ等の保管
	非常用発電機	<ul style="list-style-type: none">● 災害発生時に停電している場合、本施設を立ち上げるために必要な電源を供給する発電機を設置（立ち上がればごみ発電による発電が可能）
	A E D装置	<ul style="list-style-type: none">● 緊急事態用として施設内数か所に設置
	仮設トイレの設置	<ul style="list-style-type: none">● 本施設からの生活排水は公共下水道で処理することから、災害発生時には、施設からの生活排水用の配管を通し、排水できるように設置しておき、災害発生時にはその上に仮設トイレを設置（仮設トイレは防災備蓄庫に保管）
災害発生時に設置	施設の開放	<ul style="list-style-type: none">● 災害発生時には、研修室、廊下、エントランスホール、見学者ホールなど、避難してくる周辺住民が数日過ごせるように施設を開放し、スペースを確保● プライバシーを確保できる仕切りの活用、更衣室・授乳室等の確保
	浴室・シャワー室の開放	<ul style="list-style-type: none">● 災害発生時に避難した周辺住民がお風呂やシャワーを使用できるよう開放（平時は施設運転員等が使用）